

（後面衝突警告表示灯）

第61条の3 後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の5第3項の告示で定める基準は、第59条第1項及び第2項並びに第60条第1項の規定を準用する。

2 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の5第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。